

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業

募 集 要 項

令和5年4月

恵 庭 市

募集要項 目次

| | |
|---|----|
| 第1章 募集概要 | 1 |
| 1. 公表日 | 1 |
| 2. 発注者 | 1 |
| 3. 事務局 | 1 |
| 第2章 事業概要 | 2 |
| 1. 事業名 | 2 |
| 2. 施設の管理者 | 2 |
| 3. 業務実施場所 | 2 |
| 4. 対象施設 | 2 |
| 5. 事業内容 | 3 |
| 6. 業務期間 | 3 |
| 7. 事業者の業務範囲 | 3 |
| 8. 恵庭市の業務範囲 | 3 |
| 9. 事業者の収入 | 3 |
| 10. 事業費限度額 | 3 |
| 11. 業務期間終了時の取扱い | 4 |
| 第3章 応募に関する事項 | 5 |
| 1. 募集及び選定スケジュール | 5 |
| 2. 応募希望者の参加資格要件 | 5 |
| 3. 特別目的会社の設立に関する要件 | 7 |
| 4. 応募グループの構成企業の変更の制限 | 8 |
| 5. 参加資格審査 | 8 |
| 第4章 応募に関する手続き | 9 |
| 1. 募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表 | 9 |
| 2. 参考資料の配付 | 9 |
| 3. 参考資料の閲覧 | 9 |
| 4. 現地見学会 | 10 |
| 5. 募集要項等に関する質問の受付(第1回) | 11 |
| 6. 募集要項等に関する質問に対する回答(第1回) | 11 |
| 7. 資格審査申請書類の受付 | 11 |
| 8. 資格審査 | 12 |
| 9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 | 12 |
| 10. 募集要項等に関する質問の受付(第2回) | 12 |
| 11. 募集要項等に関する質問に対する回答(第2回) | 12 |
| 12. 提案書類の受付 | 13 |
| 13. 応募の辞退 | 14 |

| | |
|----------------------------|----|
| 1 4. 提案書類に関するヒアリング | 14 |
| 1 5. 応募に関する留意事項 | 14 |
| 1 6. 提出書類作成要領 | 16 |
| 第5章 事業条件 | 17 |
| 1. 事業計画に関する条件 | 17 |
| 2. 事業の継続が困難となった場合の措置 | 19 |
| 3. 恵庭市による本事業の実施状況の監視 | 19 |
| 第6章 提案書類の審査 | 20 |
| 1. 審査方法 | 20 |
| 2. 審査事項 | 20 |
| 第7章 契約の概要 | 21 |
| 1. 事業契約書(案) | 21 |
| 2. 契約の構成 | 21 |
| 3. 契約保証金 | 21 |
| 4. 費用の負担 | 21 |
| 5. その他 | 21 |
| 別紙1 用語の定義 | 22 |
| 別紙2 事業者が行う業務一覧(予定) | 24 |
| 別紙3 リスク分担表(予定) | 25 |
| 別紙4 業務遂行状況のモニタリング | 27 |
| 別紙5 業務の是正勧告 | 28 |
| 別紙6 委託料の減額 | 30 |
| 別紙7 物価変動に伴う委託料の改定 | 31 |

第1章 募集概要

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、恵庭市が恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業（以下「本事業」という。）の受託者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、本事業に応募を希望する者（以下「応募希望者」という。）に配付するものである。

1. 公表日

令和5年4月17日（月）

2. 発注者

恵庭市長 原田 裕

3. 事務局

- ・担当 : 恵庭市生活環境部廃棄物管理課
- ・住所 : 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
- ・電話 : 0123-33-3131（内線1135）
- ・FAX : 0123-33-3137
- ・E-mail : haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp
- ・ホームページ : <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

第2章 事業概要

1. 事業名

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業

2. 施設の管理者

恵庭市長 原田 裕

3. 業務実施場所

北海道恵庭市中島松 456-5、69-4、460-1 の内、549-2、459 の内、461-1、68-5、83-8 の内、83-3 の内、461-4、461-3、68-3、551-2

4. 対象施設

本事業の対象施設の概要は次のとおりである。

<対象施設の概要>

| 項目 | 概要 | |
|--------|---|----------------------------------|
| 施設稼働年月 | 令和2年3月 | |
| 敷地面積 | 28,017.74m ² | |
| 建築面積 | 工場棟：2,281.61m ² 、計量棟：123.48m ² | |
| 延床面積 | 工場棟：4,204.38m ² 、計量棟：123.48m ² | |
| 建築仕様 | 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造） | |
| 施設規模 | 56 t / 日（28 t / 日 × 2 炉） | |
| 設備方式 | 受入供給設備 | ピットアンドクレーン方式 |
| | 燃焼設備 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |
| | 燃焼ガス冷却設備 | 廃熱ボイラ方式 |
| | 排ガス処理設備 | ろ過式集じん方式 |
| | 通風設備 | 平衡通風方式 |
| | 余熱利用設備 | 発電（200kW）、場内利用、隣接施設利用 |
| | 給水設備 | 生活用：上水、プラント用：井水 |
| | 排水処理設備 | プラント排水：クローズドシステム、生活排水：下水終末処理場で処理 |
| | 飛灰処理設備 | 薬剤処理方式 |
| | 電気設備 | 高圧受電方式 |
| 計装設備 | 分散型制御システム | |
| 余熱利用方法 | 本施設で発生する蒸気は、発電に利用するとともに本施設の給湯・暖房・ロードヒーティングの熱源として使用するほか、生ごみ・し尿処理場の暖房用として使用する。また、下水終末処理場の暖房・給湯用、消化槽加温用、汚泥乾燥施設の汚泥乾燥用として使用する。 | |
| その他 | 下水汚泥乾燥施設で発生する臭気は本施設の燃焼用空気として使用する。 | |

5. 事業内容

事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的かつ施設の長寿命化に配慮した運転維持管理を行うものとする。

6. 業務期間

(1) 運営準備期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(2) 運営期間

令和6年4月1日から令和21年3月31日まで（15年間）

7. 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（別紙2参照）（※詳細は要求水準書）

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 防災管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ その他関連業務

8. 恵庭市の業務範囲

恵庭市が実施する主な業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 事業実施状況等のモニタリング
- ② ごみの搬入
- ③ 住民対応
- ④ 見学者対応（受付及び施設概要説明）（※施設内の案内・説明等は事業者の業務範囲）
- ⑤ 行政視察対応

9. 事業者の収入

事業者の収入は、事業者が実施する業務に要する対価として恵庭市から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（ごみ量に応じて変動）で構成される。

なお、運営準備に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

10. 事業費限度額

7,708,050,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

1 1. 業務期間終了時の取扱い

恵庭市は、業務期間終了後に大規模改修等を行い、本施設をその後 15 年間継続使用する計画である。事業者は、このことを踏まえ、業務期間終了時における本施設の状態が、その後 3 年間の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に業務を実施すること。なお、使用に支障がない状態とは、業務期間終了後に運転維持管理を担当する者が、従来と同様の点検・検査・補修等を行うことで安定運転を確保できる状態にあることをいう。

第3章 応募に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のように予定している。

<募集及び事業者の選定スケジュール>

| | 項目 | 日付 |
|----|--|-----------------------|
| 1 | 募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表 | 令和5年4月17日(月) |
| 2 | 募集要項等に関する質問の受付(第1回) | 令和5年4月17日(月)～4月28日(金) |
| 3 | 募集要項等に関する質問の回答(第1回) | 令和5年5月19日(金) |
| 4 | 資格審査申請書類の受付 | 令和5年5月22日(月)～5月29日(月) |
| 5 | 参加資格審査結果の通知 | 令和5年6月9日(金) |
| 6 | 募集要項等に関する質問の受付(第2回) | 令和5年6月9日(金)～6月23日(金) |
| 7 | 募集要項等に関する質問の回答(第2回) | 令和5年7月7日(金) |
| 8 | 提案書類の提出 | 令和5年7月18日(火)～7月21日(金) |
| 9 | 優先交渉権者の決定・公表 | 令和5年9月中旬 |
| 10 | 基本協定締結 | 令和5年10月上旬 |
| 11 | 事業契約締結 | 令和5年12月上旬 |

2. 応募希望者の参加資格要件

(1) 応募希望者の構成

応募企業者の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 応募希望者は、複数の者で構成する応募グループとする。
- ② 応募グループは、代表企業と協力企業で構成する。
- ③ 応募グループの企業数の上限は任意とするが、応募グループの構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書類の提出時に応募グループの構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- ④ 応募グループには、恵庭市内に本社を有する企業を少なくとも1者以上含めること。
- ⑤ 応募手続きは代表企業が行うこと。
- ⑥ 資格審査申請書類の提出以降は、応募グループの構成企業の変更は原則として認めない。
- ⑦ 応募グループの構成企業は、他の応募希望者の構成企業になることはできない。

(2) 構成企業の制限

応募希望者の構成企業は、次の各号をすべて満足すること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 恵庭市の競争入札参加資格者名簿登録されている者であること。
- ③ 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- ④ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- ⑧ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑪ 役員等(役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)(以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者でないこと。
- ⑫ 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑬ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。
- ⑮ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- ⑯ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が⑪から⑮までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。
- ⑰ 恵庭市が本事業に係るアドバイザリー業務等を委託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業においてアドバイザリー業務等を行う者は、以下のとおりである。
- ・株式会社ドーコン

(3) 応募希望者の参加資格要件

次の各号を応募グループ全体ですべて満足すること。代表企業は、①を満足すること。

- ① 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設について、過去5年以内にごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力56t/日以上かつ2炉以上、ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備を有する）で1年以上の運転管理実績を有すること。
- ② 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設の建設事業について、過去10年以内にごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力56t/日以上かつ2炉以上、ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備を有する）を元請として設計・施工した実績を有すること。
- ③ 恵庭市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における20技術的委託業務の2環境施設等管理に登録されている者であること。

(4) 技術者の配置に係る参加資格要件

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設（ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）における現場総括責任者または副総括責任者としての経験（総括は1年以上、副総括は3年以上）を有する技術者を本事業の現場総括責任者として代表企業または協力企業の中から配置できること。
- ② ①の技術者を運営期間開始後2年間以上配置できること。

3. 特別目的会社の設立に関する要件

特別目的会社の設立は、任意とする。特別目的会社を設立する場合は、事業契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社を恵庭市内に設立すること。

- ① 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。

- ② 特別目的会社への出資は代表企業及び協力企業すべてによるものとし、代表企業及び協力企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、設立時から運営期間内はこれを維持すること。
- ③ すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、恵庭市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4. 応募グループの構成企業の変更の制限

本事業の落札者となってから運営期間終了まで、応募グループの構成企業及びその役割の変更及び追加等は、恵庭市の事前の書面による承諾がある場合を除き認めない。

5. 参加資格審査

恵庭市は、応募希望者の参加資格要件を確認する資格審査を行う。

- ① 参加資格確認基準日は、資格審査申請書類の受付日とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、代表企業または協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、恵庭市は当該応募希望者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、協力企業が参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該応募希望者が、参加資格を欠いた協力企業に代わって、資格要件を満たす協力企業を補充し、恵庭市が参加資格を確認の上、事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募希望者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する協力企業の参加資格確認基準日は、当初の協力企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、優先交渉権者が参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として恵庭市は優先交渉権者と委託契約を締結しない。この場合において、恵庭市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- ④ 参加資格のない者による応募、資格審査申請書類または提案書類に虚偽の記載をした者による応募は、失格とする。

第4章 応募に関する手続き

1. 募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表

1) 公表

令和5年4月17日(月)

恵庭市ホームページからダウンロードして入手すること。

2. 参考資料の配付

参考資料の配付を希望する応募希望者は、様式第2-1号により事前にメールにより申込みをした上、配付を受ける際に様式第2-2号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

1) 配付期間

令和5年4月17日(月)～5月12日(金)

※午前9時～午後5時、土曜日・日曜日・祝日は除く

2) 提出先及び配付場所

恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

3) 配付資料

① 施設配置図

② 施設パンフレット

③ 処理フローシート

④ 機器配置図

4) その他

配付の際に、様式第2-2号の提出がない場合には、参考資料の配付は行わない。

3. 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する応募希望者は、様式第2-3号により令和5年4月24日(月)の午後5時までにメールにより申込みをした上、閲覧の際に様式第2-4号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

1) 閲覧期間

令和5年5月8日(月)～5月12日(金)

※午前9時～午後5時

2) 提出先及び閲覧場所

提出先：恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

閲覧場所：恵庭市焼却施設（恵庭市中島松461-1）

3) 閲覧資料

- ① 施設設置届出書
- ② 竣工図書（取扱説明書、試運転・性能試験報告書、機器台帳含む）
- ③ 運転維持管理データ
- ④ その他関連資料

4) 閲覧にあたっての留意事項

- ① 閲覧の日時について、恵庭市が日程調整を行うことがある。
- ② 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
- ③ 閲覧における資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁ずる。
- ④ 複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、代表企業が様式第 2-3 号により申し込むこと。
ただし、様式第 2-4 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。
- ⑤ 参考資料の閲覧への参加者は 5 名以内とする。閲覧時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。
- ⑥ 閲覧の際に、様式第 2-4 号の提出がない場合には、閲覧資料の閲覧は行わせない。

4. 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会への参加を希望する応募希望者は、様式第 2-5 号により令和 5 年 4 月 24 日(月)の午後 5 時までメールにより申込みをした上、現地見学会の際に様式第 2-6 号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール着信の確認を行うこと。

1) 見学会の期間

令和 5 年 5 月 8 日(月)～5 月 12 日(金)

2) 提出先

恵庭市事務局（第 1 章 3. 事務局を参照）

3) 現地見学会にあたっての留意事項

- ① 現地見学会の詳細の日時等については、恵庭市が調整の上、令和 5 年 4 月 28 日(金)までに応募希望者の代表企業に通知する。
- ② 現地見学会では、カメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁ずる。
- ③ 複数の企業による現地見学を希望する場合は、代表企業が様式第 2-5 号により申し込むこと。
ただし、様式第 2-6 号は、現地見学に参加する各社が提出すること。
- ④ 現地見学会への参加者は 5 名以内とする。現地見学時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。
- ⑤ 現地見学の際に、様式第 2-6 号の提出がない場合には、現地見学は行わせない。

5. 募集要項等に関する質問の受付（第1回）

募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

1) 受付期間

令和5年4月17日(月)～4月28日(金)

2) 質問の方法

質問は代表企業がとりまとめ、様式第1号に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。また、申込み後に電話（午前9時～午後5時、土曜日・日曜日・休日は除く）にてメール着信の確認を行うこと。

3) 提出先

恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

6. 募集要項等に関する質問に対する回答（第1回）

募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準に関する質問への回答は、令和5年5月19日(金)までに恵庭市ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

7. 資格審査申請書類の受付

資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

1) 受付期間

令和5年5月22日(月)～5月29日(月)

※午前9時～午後5時、土曜日・日曜日・祝日は除く

2) 提出方法

持参

3) 提出先

恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

4) 提出書類

| 提出書類 | 部数 | 様式 |
|-------------------------------------|----|----------------------|
| 参加表明書 | 1部 | 様式第3号 |
| 代表企業・協力企業一覧表 | | 様式第4号 |
| 参加資格確認申請書 | | 様式第5号 |
| 委任状（代表企業） | | 様式第6号 |
| 委任状（代理人） | | 様式第7号 |
| 代表企業の参加資格要件及び技術者の配置に係る参加資格要件を証明する書類 | | 様式第8号 様式第8-1～8-3号 |

8. 資格審査

恵庭市は、提出された資格審査申請書類等により、本事業の参加資格要件を満たしているかの審査を行う。

資格審査の結果は、令和5年6月9日(金)までに応募参加希望者の代表企業に対して、書面により通知する。

9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、恵庭市に対し、その理由について書面により説明を求められることができる。(書面は自由様式とする。ただし代表企業の代表者印を要する。)

恵庭市は、説明を求められたときは、説明を求めた応募希望者の代表企業に対して令和5年6月16日(金)までに書面により回答する。

1) 提出期限

令和5年6月13日(火)

※午前9時～午後5時、土曜日・日曜日・休日は除く

2) 提出方法

持参

3) 提出先

恵庭市事務局(第1章3.事務局を参照)

10. 募集要項等に関する質問の受付(第2回)

募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

1) 受付期間

令和5年6月9日(金)～6月23日(金)

2) 質問の方法

質問は代表企業がとりまとめ、様式第1号に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。また、申込み後に電話(午前9時～午後5時、土曜日・日曜日・休日は除く)にてメール着信の確認を行うこと。

3) 提出先

恵庭市事務局(第1章3.事務局を参照)

11. 募集要項等に関する質問に対する回答(第2回)

募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)に関する質問への回答は、令和5年7月7日(金)までに恵庭市ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

1 2. 提案書類の受付

提案書類を次のとおり受け付ける。

1) 提出期間

令和5年7月18日(火)～7月21日(金)

※午前9時～午後5時

2) 提出方法

持参

3) 提出先

恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

4) 提出書類

| 提出書類 | | 部数 | 様式 |
|--------------------|----------------|-----------------------|----------|
| 提案書類提出届 | | 1部 | 様式第10号 |
| 価格提案書 | | 1部 | 様式第11号 |
| 事業提案書 | 事業提案書 | 11部 (正1部、 副10部) | 様式第12号 |
| | 1. 運転維持管理体制 | | 様式第13-1号 |
| | 2. 運転管理 | | 様式第13-2号 |
| | 3. 維持管理 | | 様式第13-3号 |
| | 4. 経営計画・事業収支計画 | | 様式第13-4号 |
| | 5. リスク管理 | | 様式第13-5号 |
| | 6. 循環型社会貢献 | | 様式第13-6号 |
| 7. 地域振興 | 様式第13-7号 | | |
| 事業計画書 | 事業収支計画 | | 様式第14-1号 |
| | 費用明細書 | | 様式第14-2号 |
| | 特別目的会社の出資構成 | | 様式第14-3号 |
| 事業提案書及び事業計画書の電子データ | | 1部 (CD-R) | |

13. 応募の辞退

資格審査合格者が提案書類提出を辞退する場合は、応募辞退届（様式第9号）を提出すること。

1) 受付期間

令和5年7月21日(金)まで

※午前9時～午後5時、土曜日・日曜日・休日は除く

2) 提出方法

持参

3) 提出先

恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

14. 提案書類に関するヒアリング

応募者に対し次のとおりヒアリングを行う。

1) 開催日（予定）

令和5年8月下旬

2) 場所（予定）

恵庭市事務局（第1章3.事務局を参照）

3) ヒアリング書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

4) 実施方法

ヒアリングは応募者ごとに行い、時間は1応募者につき60分程度（応募者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分）を想定する。

5) 使用可能ソフト

Microsoft PowerPoint(Windows版)

6) その他

応募者のヒアリング時間やプレゼンテーションの方法等の詳細は、代表企業に対し書面にて事前に通知する。

15. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

提案書類の提出をもって募集要項等の記載内容を応募者が承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関して要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 価格提案書記載金額

- ① 提案価格は、運営期間にわたる対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、事業契約書(案)に基づいて算定すること。また、事業契約書(案)に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- ② 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 恵庭市が提示する資料の取扱い

恵庭市が提示する資料を応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、恵庭市の書面による了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示してはならない。

(6) 著作権

提案書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示、その他恵庭市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、恵庭市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(8) 提案書類の変更等の禁止

提案書類受付期限以降における応募者の要請による提案書類の差替え及び再提出をすることはできない。

(9) 応募失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 著しく信義に反する行為をした場合
- ③ 募集要項で示した提出期限及び提出方法等を遵守していない場合
- ④ 審査委員ほか関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑤ 価格提案書の金額が事業費限度額を超過した場合
- ⑥ 資格審査において参加資格要件を満たしていない場合
- ⑦ 優先交渉権者決定基準に記載の基礎審査項目を満たしていない場合
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為をしたとき
- ⑨ その他、応募条件に違反した場合

(10) その他

- ① 提出書類の作成にあたっては、恵庭市の指示がない限り、様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。また、提出書類は原則として横書きで記述すること。
- ② 応募者が 1 者であった場合も、優先交渉権者決定基準に従い提案書類の審査を行う。
- ③ 募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、資格審査結果の通知前においては恵庭市ホームページにおいて公表する。また、資格審査結果の通知後においては応募者の代表企業に通知する。
- ④ 恵庭市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

1 6. 提出書類作成要領

提案書類の作成にあたっては、恵庭市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 様式ごとに様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番で 1 冊に取りまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・左綴じとする。また、本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。
- ② 提案書類各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふること。
- ③ 提案書類のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ④ ロゴマークの使用を含めて、代表企業及び協力企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書類のうちの正本 1 部の表紙においては代表企業名を明らかにすること。
- ⑤ 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- ⑥ 提案書類の電子データは、基本的には MS-Word（Windows 版）とし、事業計画書は MS-Excel（Windows 版）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

第5章 事業条件

1. 事業計画に関する条件

(1) 施設・設備等の使用

事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設・設備等を無償で使用することができる。

(2) 恵庭市が支払う委託料

1) 委託料の考え方

恵庭市は、事業者に対して業務の対価として委託料を支払う。委託料は、固定費と変動費で構成され、固定費、変動費ともに毎月払いとする。

2) 委託料の平準化

恵庭市は、委託料を運営期間にわたって平準化させて支払う。

3) 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の変更等については、関係法令等に従うものとする。

<委託料の内訳>

| 項目 | | 内訳 |
|-----|------|--|
| 固定費 | 固定費① | ・人件費 ・運転管理費（補修費を除く） ・水道料金 ・電力料金（基本料金・アンシラリーサービス料） ・その他費用（事務費、分析費、保険費等） |
| | 固定費② | ・補修費 |
| 変動費 | | ・燃料費 ・薬剤費 ・電力料金（従量料金） ・その他費用（ごみ量に応じて増減するもの） |

(3) 特定部品の調達等

事業者は、本施設の運転維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品リスト」に示す本施設の設計・施工請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。

また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

なお、上記の内容に関して、恵庭市と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。

(4) リスク管理の方針

1) 基本的考え方

本事業における運転維持管理業務の責任は、原則として事業者が負う。ただし、恵庭市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、恵庭市は応分の責任を分担する。

2) リスク分担

予想されるリスク及び恵庭市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、詳細は事業契約書で定める。

(5) 保険

① 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。

② 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、恵庭市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は、損害額から控除されるものとする。

(6) 資金調達

応募者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(7) 雇用への配慮

雇用にあたっては恵庭市内からの採用と育成に配慮すること。また、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(8) 地域への配慮

事業者は、恵庭市内からの下請採用及び物品調達等に努めること。また、地域住民及び地域環境に配慮すること。

(9) 業務の委託

事業者は、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、業務の一部について第三者に委託し、または請け負わせることについて恵庭市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(10) 運営準備期間における費用負担

運営準備期間に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、恵庭市は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、恵庭市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、恵庭市は事業契約を解除することができる。
- ③ 前2号の規定により恵庭市が事業契約を解除した場合、事業者は、恵庭市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 恵庭市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 恵庭市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、恵庭市は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他恵庭市または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、恵庭市及び事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、恵庭市は事業契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3. 恵庭市による本事業の実施状況の監視

(1) 業務実施状況

恵庭市は、事業者が提出する運転日誌、日報、月報及び年報等により、事業者の業務実施状況を監視する。また、恵庭市は、施設の運転維持管理業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。(別紙4)

(2) 業務の是正勧告

恵庭市は、事業者が要求水準書及び事業契約書に定める要求水準を満足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。(別紙5)

恵庭市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務委託料を減額することがある。(別紙6)

第6章 提案書類の審査

1. 審査方法

(1) 提案書類の審査

優先交渉権者決定基準に従い、恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提案書類を評価・審査し、最優秀提案者を選定する。応募者の提出した提案書類について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、基準点以上かつ得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、本事業の優先交渉権者決定までの間、応募者やそれと同一と判断される団体等が審査委員会委員に面談を求め、また、応募者のPR書類等を提出することにより、自己を有利にまたは他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

審査委員会は、以下の5名の委員から構成される。

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・ 恵庭市廃棄物減量等推進審議会会長 | 村井 公裕 |
| ・ 室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 | 吉田 英樹 |
| ・ 公益社団法人全国都市清掃会議技術指導部長 | 濱田 雅巳 |
| ・ 公益社団法人北海道産業資源循環協会専務理事 | 松永 芳明 |
| ・ 恵庭市水道部長 | 小林 勉 |

(2) 事業提案書に関するヒアリング

審査委員会は、提案書類の評価・審査を行うにあたり、応募者に対してヒアリングを行う。なお、ヒアリングは、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開で実施する予定である。

(3) 優先交渉権者の決定

恵庭市は、審査委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

優先交渉権者は、応募者に文書で通知するとともに、恵庭市ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

2. 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

第7章 契約の概要

1. 事業契約書(案)

恵庭市と事業者が締結する事業契約書の内容は、事業契約書（案）に示す。

2. 契約の構成

(1) 基本協定書

恵庭市と優先交渉権者との間で締結する基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。

基本協定書は、優先交渉権者決定後、恵庭市と優先交渉権者との間で事業契約書の締結に向けてなされる恵庭市と優先交渉権者の双方の協力等について定めるものである。

(2) 事業契約書

恵庭市と事業者との間で締結し、運営期間中の恵庭市と事業者の役割、責任分担について明確化するものである。

3. 契約保証金

契約保証金は、契約金額を15で除した額の100分の10以上の金額とする。

ただし、事業者が保険会社との間に恵庭市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合等は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

4. 費用の負担

基本協定書及び事業契約書の作成に係る優先交渉権者または事業者側の弁護士費用や印紙代などに要する費用は、優先交渉権者または事業者の負担とする。

5. その他

優先交渉権者が参加資格を欠くような事態が生じた場合またはその他の事由等により契約を締結しない場合は、提案書類の審査における総合得点が優先交渉権者の次に高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結する。

別紙 1

用語の定義

| No | 用語 | 定義 |
|----|----------|--|
| 1 | 運営準備期間 | 受託者が恵庭市焼却施設の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間をいう。 |
| 2 | 応募者 | 応募希望者のうち、本事業の資格審査に合格し、提案書類を提出するものをいう。 |
| 3 | 応募希望者 | 本事業への応募を希望する者をいう。 |
| 4 | 応募グループ | 応募希望者を構成する代表企業及び協力企業をいう。 |
| 5 | 基本協定 | 本事業開始のための基本的事項に関して恵庭市と優先交渉権者の間で締結する恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業基本協定書に基づく協定をいう。 |
| 6 | 基本協定書 | 本事業の実施に関して恵庭市と優先交渉権者の間で締結する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業基本協定書」をいう。 |
| 7 | 基本協定書(案) | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業基本協定書(案)」をいう。 |
| 8 | 協力企業 | 応募希望者を構成する者のうち、代表企業以外の者をいう。 |
| 9 | 最優秀提案者 | 審査委員会が優先交渉権者決定基準に従い、応募者の提出した提案書類について審査した結果、評価が最も高い応募者をいう。 |
| 10 | 事業契約 | 本事業の実施に関して恵庭市と優先交渉権者の間で締結する恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業契約書に基づく契約をいう。 |
| 11 | 事業契約書 | 本事業の実施に関して恵庭市と優先交渉権者の間で締結する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業契約書」をいう。 |
| 12 | 事業契約書(案) | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業契約書(案)」をいう。 |
| 13 | 事業者 | 本事業の受託者をいう。 |
| 14 | 受託者 | 本事業の実施に関して恵庭市と事業契約を締結した者をいう。 |
| 15 | 施工企業 | 恵庭市焼却施設の設計・施工を請け負った企業をいう。 |
| 16 | 審査委員会 | 応募者からの提案書類の審査等を行うための「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業公募型プロポーザル審査委員会」をいう。 |
| 17 | 代表企業 | 応募希望者を構成する者のうち、代表企業の参加資格要件を満たし、応募希望者を代表して恵庭市との契約交渉等の窓口となる者をいう。 |
| 18 | 提案書類 | 本事業の事業者の選定に際し、応募者が恵庭市に提出する書類のうち、募集要項に規定する提案書類をいう。 |
| 19 | 募集要項 | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業募集要項」をいう。 |
| 20 | 募集要項等 | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、その他これらに付属または関連する書類をいう。 |
| 21 | 本契約等 | 募集要項、要求水準書、質問回答書、提案書類、基本協定書、事業契約書を総称して、又は各別にいう。 |
| 22 | 本事業 | 恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業をいう。 |
| 23 | 本施設 | 恵庭市焼却施設をいう。 |
| 24 | 優先交渉権者 | 応募者の中から本事業を受託する者として選定され、恵庭市が事業契約交渉を行う者をいう。 |

| No | 用語 | 定義 |
|----|------------|--|
| 25 | 優先交渉権者決定基準 | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業優先交渉権者決定基準」をいう。 |
| 26 | 要求水準書 | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業要求水準書」をいう。 |
| 27 | 様式集 | 恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業様式集」をいう。 |

※五十音順

別紙 2

事業者が行う業務一覧（予定）

| 区分 | | 業務内容 |
|----------|------|---|
| 運営維持管理体制 | | <ul style="list-style-type: none"> ・全体組織体制整備 ・労働安全衛生・作業環境管理体制整備 ・防災・防火管理体制整備 ・連絡体制整備 ・施設警備・防犯体制整備 |
| 運転管理業務 | 一般事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理マニュアル作成 ・運転管理計画作成 |
| | 搬入管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・受入管理 ・案内・指示 ・手数料等収納 |
| | 運転管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・搬入管理 ・搬入物の性状分析 ・適正処理 ・最終処分場への搬出 ・搬出物の性状分析 ・排ガスの分析 ・余熱利用 |
| 維持管理業務 | 一般事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本性能の保持・維持 ・機器台帳作成・管理 ・精密機能検査 |
| | 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・備品・什器・物品・用役の調達・管理 ・工具・測定機器の調達・管理 ・点検・検査の計画・実施 ・補修の計画・実施 ・更新の計画・実施 ・改良保全 |
| 環境管理業務 | | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全計画書作成 ・環境保全状況の確認 ・作業環境管理計画書作成 ・作業環境状況の確認 |
| 防災管理業務 | | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応マニュアル作成 ・事故報告書作成 ・防災組織整備 ・防災訓練実施 ・二次災害防止 |
| 情報管理業務 | | <ul style="list-style-type: none"> ・各種報告書作成・管理 ・施設情報管理 |
| その他関連業務 | | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・植栽管理 ・除雪 ・見学者対応 ・住民対応 ・地域振興 ・セルフモニタリング ・その他 |

別紙3

リスク分担表（予定）

| 段階 | リスクの種類 | リスクの内容 | 分担 | |
|--|---|--|-----|-----|
| | | | 恵庭市 | 事業者 |
| 一般 | 政治 | 政治・政策変更等によるもの | ○ | |
| | 計画変更 | 事業計画の変更及び募集要項等の誤りに関するもの | ○ | |
| | | 事業者の判断の不備によるもの | | ○ |
| | 法令変更 | 事業に直接影響を及ぼす法令の新設・変更 | ○ | |
| | | 上記以外の法令の新設・変更 | | ○ |
| | 税制度変更 | 事業に直接影響を及ぼす税制度の新設・変更 | ○ | |
| | | 上記以外の税制度の新設・変更 | | ○ |
| | 契約締結 | 恵庭市の事由により、優先交渉権者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合 | ○ | |
| | | 優先交渉権者の事由により、恵庭市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合 | | ○ |
| | 資金調達 | 事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの | | ○ |
| | 事業の中止・延期 | 恵庭市の指示等によるもの ^{注1} | ○ | |
| | | 事業者の事業放棄、破綻によるもの | | ○ |
| | 債務不履行 | 恵庭市による債務不履行 | ○ | |
| | | 事業者による債務不履行 | | ○ |
| | 許認可取得 | 恵庭市が取得すべき許認可の遅延に関するもの | ○ | |
| | | 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの | | ○ |
| | 住民対応 | 事業内容等、事業そのものに関する住民要望等 | ○ | |
| | | 運転維持管理に関わる住民要望等 | | ○ |
| | 環境保全 | 事業者の業務に起因する周辺環境の悪化、公害防止基準の未達 | | ○ |
| | 第三者賠償 | 事業者の業務に起因して発生する事故等 | | ○ |
| 上記以外の恵庭市に起因して発生する事故等 | | ○ | | |
| 土地の瑕疵 | 事業に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの | | ○ | |
| | 事業に起因しない土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの | ○ | | |
| 物価変動 | 事業開始後の物価変動 ^{注2} | ○ | △ | |
| 金利変動 | 金利変動 | | ○ | |
| 不可抗力 | 天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3} | ○ | △ | |
| 運営 | 支払い遅延・不能 | 恵庭市の支払い遅延・不能に関するもの | ○ | |
| | ごみ量変動 | 施設許容量を超過するごみの処理 ^{注4} | ○ | |
| | ごみ質変動 | 計画ごみ質を超えるごみ質の変動 ^{注5} | ○ | |
| | 搬入管理 | 施設に搬入されるごみの管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合 | | ○ |
| | | 上記以外 | ○ | |
| | 運営費上昇 | 恵庭市の責による運転維持管理費の増大 | ○ | |
| 上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く） | | | ○ | |

| 段階 | リスクの種類 | リスクの内容 | 分担 | |
|----|---------|---|-----|-----|
| | | | 恵庭市 | 事業者 |
| 運営 | 施設損傷 | 恵庭市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く） | ○ | |
| | | 事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷 | | ○ |
| | 要求水準の未達 | 要求水準の未達 | | ○ |
| | 安定稼働 | 事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働及び処理能力確保ができない場合 | ○ | |
| 終了 | 施設の健全性 | 運営期間満了時における要求水準の保持 | | ○ |
| | 終了手続き | 終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの | | ○ |

※○：主負担、△：一部負担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、事業契約書(案)に示す。

注1：恵庭市の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については恵庭市が負担する。

注2：運営開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は恵庭市が負担する。

注3：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は恵庭市が負担する。

注4：計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、恵庭市と事業者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限りごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、恵庭市と事業者の協議による。

別紙4

業務遂行状況のモニタリング

1. モニタリングの目的

モニタリングは、委託料の減額を目的とするものではなく、本事業が安定して継続できるよう、業務遂行状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

2. モニタリングの方法

(1) 各種報告の確認

本契約等に定める業務内容の実施状況について、事業者から恵庭市へ提出された各種報告等で確認する。

(2) 定期モニタリング

月1回、本施設の現場調査を行い、事業者から恵庭市へ提出された各種報告等の記載内容及び本契約等の履行状況等について確認を行う。

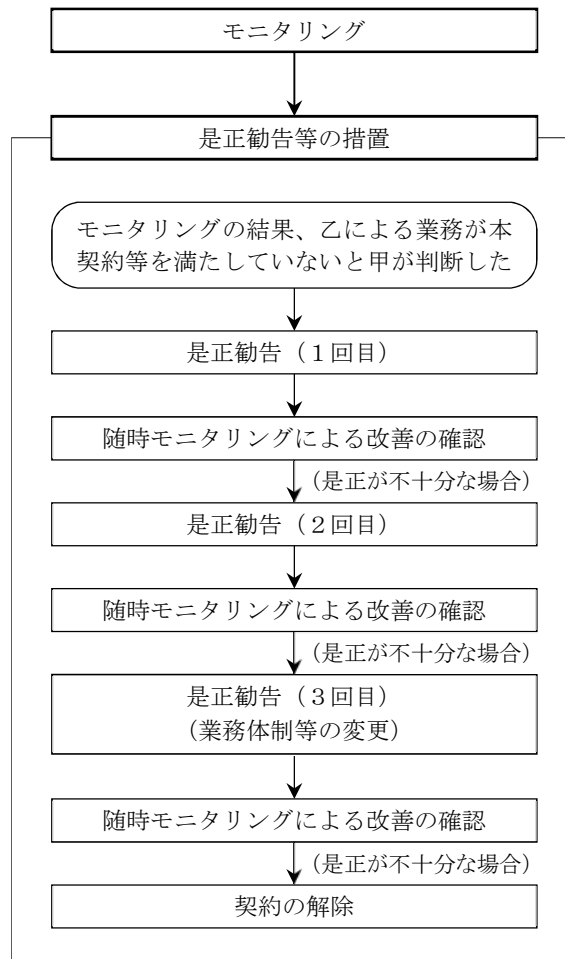
(3) 随時モニタリング

必要に応じて、本施設の現場調査を行い、本契約等の履行状況等について確認を行う。

別紙5

業務の是正勧告

恵庭市（以下別紙5において「甲」という。）は、モニタリングの結果、事業者（以下別紙5において「乙」という。）による本事業の遂行が、本契約等に示す内容・水準を満足していないと判断した場合、是正勧告、その他の措置を講じる。



1. 是正勧告（1回目）

(1) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、又は初発でも重大であると認めた場合、甲は、乙に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。乙は、甲から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について、甲と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画を、甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。但し、甲の承諾によっても、甲は、改善結果について一切責任を負わない。

なお、確認された不履行が初めて発生したもので、かつ重大な不履行でないと甲が判断した場合には、甲は、乙に書面での業務改善計画等の提出を求めることができる。

(2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により、本契約等の内容を満たすことができない場合、乙は、甲に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について甲と協議する。乙の報告した事由に合理性があると、甲が判断した場合、甲は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(3) 是正措置の代替

本契約等の未達の対象となる事象が、本施設の稼働停止を伴わないもので、甲が認める場合は、対象となる業務の是正に替えて、乙が代替措置の提案を行うことができるものとする。この場合において、委託料は減額となる場合のみ変更を行う。

2. 改善の確認

甲は、乙からの改善完了の報告又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画に沿った改善の実施状況を確認する。

3. 是正勧告（2回目）

上記2におけるモニタリングの結果、業務改善計画に沿った期間及び内容での改善が認められないと、甲が判断した場合、甲は、乙に2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画の提出の請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

4. 是正勧告（3回目）（業務体制等の変更）

上記3の手続を経ても、2回目の業務改善計画に沿った期間及び内容による改善が認められないと、甲が判断した場合、甲は、当該業務の体制等を変更することを、乙に請求することができる。

5. 契約の解除

甲は、上記4の業務体制等の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、甲が本契約の継続を希望しないときには、本契約を解除することができる。

別紙6

委託料の減額

1 減額の対象

減額の対象は、委託料のうち固定費（以下別紙6において「固定費」という。）とする。

2 委託費の減額

(1) 是正勧告に伴うペナルティ

恵庭市は、是正勧告1回目の場合は是正勧告から原則60日間、是正勧告2回目の場合は原則30日間の改善のための猶予期間を与える。ただし、恵庭市は、是正勧告の内容によっては、猶予期間の延長又は短縮の協議を行うことができる。

恵庭市は、当該猶予期間中に是正勧告の対象となる事象の改善が確認できない場合には、事業者に対して、下表に基づくペナルティを課す。

| 措置の内容 | ペナルティの内容 |
|-----------|------------------------------|
| 是正勧告（1回目） | なし |
| 是正勧告（2回目） | 是正勧告1事業事象につき、月額固定費の10%減額 |
| 是正勧告（3回目） | 是正勧告1事業事象につき、月額固定費の10%減額（継続） |

※ペナルティによる減額の対象期間は、是正勧告が行われた日の属する月を始期とし、当該是正勧告の対象となった事象の改善が確認できた日の属する月を終期とする。

※異なる事象に対する複数の是正勧告がなされた場合、ペナルティによる減額は月額固定費の50%を上限として加算されるものとする。

(2) 本施設の運転停止に伴うペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止またはごみ処理の停滞に係る重大な事象が生じた場合には、(1)によらず、本施設を停止した日を始期とし、当該未達成が解消されたことを恵庭市が認める日まで、年365日の日割り計算で月額固定費の10%を減額する。

別紙 7

物価変動に伴う委託料の改定

- (1) 下表の指標について、改定時の指標と前回改定時の指標との比較を行い、±1.5%を超過する増減があった場合、当該改定対象費用の改定について協議する。
- (2) 当該年度の8月末時点で公表されている最新の指数（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の委託料を設定する。
- (3) 比較対象となる指数は、前回改定時の指標とし、第1回目の改定が行われるまでは令和5年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。
- (4) 改定後の費用は、下式により算出された費用とする。

$$\text{改定後の当該費用} Y = \text{前回改定後の当該費用} X \times (\text{改定時の当該指標} / \text{前回改定時の当該指標})$$

※X及びYは、消費税及び地方消費税を含まない。

< 委託料の改定に係る指標 >

| 費用 | 指標 |
|-------|--------------------------------------|
| 人件費 | 厚生労働省「毎月勤労統計調査/全国調査/調査産業計/現金給与総額」 |
| 補修費 | 日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数/機械修理」 |
| 燃料費 | 日本銀行調査統計局「国内企業物価指数/石油・石炭製品/（該当する燃料）」 |
| 薬剤費 | 日本銀行調査統計局「国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」 |
| 光熱水費 | 日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数/総平均」 |
| その他費用 | 日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数/総平均」 |